

知つて得する

廃棄物処理法

第1回

行政書士 尾上 雅典



建設廃棄物の排出
事業者の定義や排出
事業者による処理状況
確認など、より実務面での対応が必要になつた廃棄物処理法。元行政マンで行政書士として活躍す

る尾上雅典氏に、現場の視点で、実務者が間違えやすいポイントや知つて得する部分を解説してもらう。

廃棄物処理法は難解な法律とよく言われる。産業廃棄物に関する条文の大半が、一般廃

棄物に関する条文を準用しているため、産業廃棄物の処理方法を知りたいときは、産業廃棄物と一般廃棄物の両方の条文を参照する必要があるからだろう。

廃棄物処理法は難解な法律とよく言われる。だからといって、「難解だから読まない」で進めているケースが多々見受けられる。

現場の視点、実務面対応

◆執筆者紹介

尾上 雅典（おのえ・まさのり）

1995年立命

館大学卒業後、兵庫県庁

入庁。01年から産廃の規

制指導を担当。05年3月

に退職後、行政書士事務

所を開業。許認可申請代

行だけでなく、従業員教

育や市場開拓、事業継承

アドバイス、法務相談など幅広い。行政書士工一

ス環境法務事務所代表。

ある。実務上、最も重要なのは、「一般廃棄物と産業廃棄物の違い」である。廃棄物処理法上、一般廃棄物と産業廃棄物はまったく別物であり、特に

産業廃棄物の場合は、委託契約書やマニフェストの厳格な運用が義務付けられている。しかしながら、排出

するように、廃棄物の処理に関しては、一般的な商取引以上に慎重に行動することが求められるのであるが、事業者と処理業者双方

においては、逆に通常は言えないだろう。しかし、この現状を悲観的にとらえる必要はない。むしろこの現状は、これまでの日本な

どもに、産業廃棄物か

一般廃棄物かを真摯に

検討せず、「前例踏襲」

や「自分に都合よく条

文を曲解」し、産業廃

棄物を一般廃棄物とし

て、やるべきことが明

ら、「契約書で細かく

縛り付けるよりも、培

ってきた信用を重視」

きに考えるべきではないだろうか。ただし、

多くの企業が多かれ少なかれ読まないのが現実で

そのほか、通常の商取引の場合なら、刑事罰で契約書の作成を義務付けられることはなく、産業廃棄物処理をを通じて、契約書など

外企業との熾烈な競争に巻き込まれてしまふ。本連載では、廃棄物処理企業が陥りやすい

誤解や、廃棄物処理

を理解する知識などを

解説していく。現実と

向き合う覚悟がある廃

棄物処理企業の、自己

変革のきっかけとして

いたければ幸いであ

る。